

令和7年度 第5回熊毛海区漁業調整委員会

議事録

1 日程等

- (1) 日 時：令和7年12月1日（月）午後2時12分～午後2時51分
- (2) 場 所：熊毛支庁第2会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (4) まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
→ 報告事項について了承した。

令和 7 年度 第 5 回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿
令和 7 年 12 月 1 日（月）午後 2 時 12 分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
浦邊 美智生	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	欠席
鞆 保徳	漁業者・漁業従事者	出席
浜崎 一成	漁業者・漁業従事者	欠席
羽生 隆行	漁業者・漁業従事者	出席
江幡 恵吾	学識経験者	出席
折田 和三	学識経験者	出席
稻盛 重弘	中立	出席
八板 俊輔	中立	欠席

出席 7

欠席 3

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	中津濱 康照
次長（技術主幹兼水産係長）	柳 宗悦
書記（水産係 技術主査）	赤塚 麻美

令和7年12月1日午後2時12分開会

【開会】

○ 中津濱事務局長

皆様おそろいになられましたので、令和7年度第5回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

鹿児島市在住の委員の方はWEB会議システムによる出席となります。

よろしくお願ひいたします。

なお、本日は7名の出席をいたしております、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定足数を満たしておりますので、本委員会は成立いたしますことを報告いたします。

また、本日は事務局として県水産振興課の漁業調整係の小路口技術主査、漁業監理係の保科技術主査が出席いたしております。

それでは委員会を開会いたします。

本日の議題は、会議次第にお示ししております鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）他、計4件となります。

それでは開会にあたりまして、会長の伊東委員がご挨拶を申し上げます。

○ 伊東委員

皆さん、こんにちは。

会長の伊東でございます。

師走になりました。

何かと大変お忙しい中にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の協議事項につきましては、忌憚のないご意見をいただきますように、よろしくお願いします。

○ 中津濱事務局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、座長につきましてですが、熊毛海区漁業調整委員会事務規定第4条第1項により会長が務めることとなっておりますので、伊東会長よろしくお願ひいたします。

○ 伊東委員

はい。

座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

なお、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第8条により、発言の際は挙手の上、私の許可を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に今回の委員会の議事録署名者を私の方から指名させていただ

いてよろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 伊東委員

それでは今回は鞆議員と江幡委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。

議題1 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について、事務局からの説明をお願いします。

○ 小路口技術主査

はい。県庁水産振興課漁業調整係の小路口です。

本日はWEBから失礼いたします。

議題1 鹿児島県漁業調整規則の一部改正についてご説明いたします。

資料1、1ページをお開きください。

本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

水振第522号、令和7年12月1日（水産振興課扱い）、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）、このことについて、別紙のとおり改正したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第5項及び第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

漁業調整規則は、漁業法と水産資源保護法を根拠にした都道府県ごとに制定する規則です。

漁業調整規則の中で、知事許可漁業の手続きであったり、採捕のルール、禁漁期間等が定められております。

それでは、概要資料でご説明させていただきますが、改正のイメージをいただきたいので、13ページをお開きください。

今回は、許可証の記載事項についての改正となります。

漁業許可証は、漁業調整規則第24条により記載すべき事項が定められています。

氏名、住所、漁業種類、操業区域、漁業時期等でございます。内容によっては非常に多くの文字が並ぶことになります。

今回の改正では、その記載事項を2次元コードに変えて、スマートフォン等で読み取り、許可の内容を表示することができれば、許可証への記載に代えられるようするというものになっております。

具体的には資料のとおり稚うなぎ漁業の許可書をA6サイズから運転免許証のサイズに小型化をして、携帯義務がありますので、この許可証の携帯性を向上させようというものでございます。

もし改正を行わない場合は、非常に小さい文字で記載されることになりますので、その許可の情報を2次元コードに集約しようというものになっております。

併せまして、今年の12月からシラスウナギが水産流通適正化法の対象になります。トレーサビリティが求められるようになり採捕者であったり、集荷人の方であったり、取引記録を保存、作成することが必要になり、事務が非常に増えてしまうことになります。

そこでですね、国の方で主導してトレーサビリティシステムというものが開発されておりまして、取引記録が簡単に保存できるようになります。

そのシステムと本県の稚うなぎ漁業許可証のシステムと連動しまして、同じ許可証に記載する2次元コードでトレーサビリティシステムで本人の認証ができるようにもいたします。

それでは3ページにお戻りください。

今ご説明した背景のもと、まず、改正の理由についてです。

許可証を小型化し、利便性を向上させるために、許可証の記載事項を2次元コードで表示されるときは、許可証への記載に変えることができるようになるものになります。

続いて、改正の内容です。具体的には規則第24条に許可証への記載事項が電磁的方法により記録され電子計算機等を用いて表示されるときは、当該記録をもって許可証に代えるができるという項を追加します。

また、規則第32条に基づく内水面採捕許可であったり、第48条に基づく特別採捕許可についても同じような仕組みができるようになります。準用する規定を追加いたします。

続いて3番、施行期日についてです。この改正が適用されるようになる施行期日は公布の日からとなっております。今のところ、12月末の公布を予定しております。

経過措置は本改正はできるようにするという規定ですので、公布の日から施行して、支障はないため必要なものです。

最後にその他の改正です。鹿児島県の公文書の読点はカンマ（，）でしたが、国の公文書に合わせるため令和8年4月1日からテン（、）に改める改正となります。

5ページから新旧対照表、11ページ、12ページは公布の案、14ページは参考規定の抜粋になります。後程お目通しいただければと思います。

説明は以上になります。

○ 伊東委員

はい、ありがとうございます。

説明がありました。

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見やご質問等ございませんか。

それではご意見もないようですので、議題1「鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」は原案の内容等のとおり定めることを適當として答申してよろしいですか。

○ 委員一同

はい。

○ 伊東委員

それでは、そのように答申することに決定します。

それでは、議題2「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」であります。

事務局から説明をお願いします。

○ 赤塚技術主査

はい。事務局の赤塚です。

右肩に資料の2とある資料をご準備ください。

本議題は、諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。

まず1ページをお開きください。

熊林水第213号、令和7年12月1日（林務水産課扱い）、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県熊毛支庁長、知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）、このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

諮問内容の説明に入る前に今回諮問させていただく制限措置等について説明させていただきます。3ページをお開きください。

1（1）許可等の手続きについてです。漁業法改正までは、新規許可を行う際は、県に許可申請書が提出され、審査、許可という流れでしたが、漁業法改正により許可手続きの前に海区調整委員会の意見を聴いて制限措置を定めて公示を行い、その制限措置に対して申請がされ、審査、許可という流れに改められております。

制限措置の内容は枠内に記載しておりますが、漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶又は漁業者の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、操業時期、漁業を営む者の資格となっております。

今回、新規許可の要望があり、制限措置を定める必要があるため、諮問事項として委員会に意見を聴き、適当である旨の答申を得られた場合、諮問した制限措置の範囲内で許可を行うこととなります。

続いて（2）許可を行う漁業種類についてです。今回諮問させていただくのは、あさひがにかかり網漁業に関する制限措置です。内容については後ほど説明します。

続いて2の許可の基準についてです。先ほど、ご説明したとおり制限措置には、許可又は起業の認可をすべき船舶又は漁業者の数が含まれておりますので、公示した数以上の許可はできないことになります。それにも関わらず、公示した数以上の申請があった場合には、事前に定めた基準に基づいて許可する者を決定することになります。こちらについても制限措置同様、委員会に諮問の上、定めることとなっておりますが、本県においてはすでに委員会に諮問、基準の制定を済ませております。現在、県が定めている許可の基準は4ページに示しておりますので、あともってご確認ください。

以上が今回諮問させていただく、制限措置等に関する説明になります。それでは、実際に今回定めようとする制限措置の内容に入らせていただきます。2ページをご覧ください。

1 あさひがにかかり網漁業です。こちらは、種子島漁協所属組合員から許可の要望があったものです。制限措置は記載のとおりで、他の許可者と内容を合わせております。

制限措置の内容を説明いたします。操業区域は熊毛海区の海域、操業時期は10月1日から翌年4月30日まで、船舶の総トン数は10トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1隻、漁業を営む者の資格は、県内の漁業協同組合の組合員であって、許可を受けた者自ら当該漁業に従事する者となっております。

あさひがにかかり網漁業許可は平成29年に42隻から36隻まで許可者が減少しており、現許可保有者は35隻となっており、今回1隻に対して新規の許可を行ったとしても資源状況、漁業調整上の問題はないと考えております。

続いて（2）申請すべき期間は、令和7年12月1日から令和8年1月5日まで、（3）許可の有効期間は他の許可者と合わせて、許可日から令和8年9月30日までとしております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

○ 折田委員

はい。

○ 伊東委員

折田委員どうぞ。

○ 折田委員

前回、第4回の時にも同じような質問ですね。その時にもあさひがにかかり網がありましたけど、その方と同一の方なのでしょうか。

○ 伊東委員

事務局お願いします。

○ 赤塚技術主査

前回はですね、種子島西之表市在住の方で、今回は中種子町在住の方で別の方になっています。以上です。

○ 伊東委員

よろしいでしょうか。

○ 折田委員

前回は 10 月から 11 月までで、今回 12 月からの 1 月まで、許可数としては前回の諮問分は 1 隻、今回の諮問分が 1 隻だから変わらないということでしょうか。

○ 赤塚技術主査

先ほど説明した時が平成 29 年の 42 隻から 36 隻まで減っていて、その後ですね、令和 5 年の許可時に 34 隻の許可になっていまして、前回の諮問時の方に許可を出しましたので現在が 35 隻で、今回新しく許可を出す場合は 36 隻目ということになります。

○ 伊東委員

他にご意見やご質問等ございませんか。

ないようですので、議題 2 「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、原案の内容のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○ 委員一同

異議なし。

○ 伊東委員

それでは、このように答申することに決定します。

それでは議題 3 に入ります。

議題 3 は、「まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）」事務局から説明をお願いします。

○ 保科技術主査

はい。漁業監理係の保科です。

資料 3 に基づき、説明をいたします。

座って説明いたします。

本事項は諮問事項ですので、資料 1 枚めくつていただいたところに諮問文をつけております。読み上げます。

水振第 535 号-2、令和 7 年 12 月 1 日（水産振興課扱い）、熊毛海区漁業調整委員会会长様、鹿児島県知事、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）、このことについて、別紙 1 のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

また、同管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 5 項において準用する第 2 項に基づき貴委員会の意見を併せて求

めます。

それでは、めくっていただきまして 1 ページをお願いします。

はい。1 ページ目が別紙 1 となっておりまして、先ほど申し上げた、まあじからまだいまでの知事管理漁獲可能量の設定について記載したものになります。

まず概要ですが、農林水産大臣から令和 8 管理年度、これらの魚種でいきますと、令和 8 年の 1 月から 12 月末までを 1 管理年度する令和 8 管理年度における都道府県別の漁獲可能量の当初配分が示されました。なので、これを鹿児島県内の知事管理区分に反映しようというものでございます。

2 の知事管理漁獲可能量の設定以降、1 魚種ずつ説明してまいります。

まず（1）まあじですね。こちら①にありますとおり、本県に配分された都道府県別漁獲可能量は 3,600 トンとなっております。

この配分方法は、②に県の資源管理方針の別紙を抜粋したものがございますが、本県に配分された漁獲可能量のうち、概ね 9 割を当該管理年度の前々年度までの 3 年間の漁獲実績の平均値、この比率に応じて、それぞれ知事管理区分に按分し、残りの概ね 1 割を県の留保枠とするとしております。

よって、中段の表にまき網まあじ漁業、その他まあじ漁業別に令和 4、5、6、そして 3 カ年平均、そしてその配分比率を示しておりますが、この表のとおりですね、まき網まあじ漁業については 76.6%、その他のまあじ漁業については 23.4% という比率が得られておりますので、これをそれぞれかけ合わせたところ下の表ですね、③ 知事管理漁獲可能量の設定とありますが、まき網まあじ漁業に 2,400 トン、その他のまあじ漁業については、現行水準として目安数量 800 トン、県留保枠に 400 トンと合計 3,600 トンという配分となりました。

続きまして 2 ページ目をお願いします。2 ページ目の一番上ですね、（2）まいわし対馬暖流系群。こちらは本県に 5,000 トンという数字が示されております。こちらの配分方法については、先ほどのまあじと同様になっておりまして、漁獲実績の配分の配分比率といった表を見ていただきますと、まき網まいわし漁業が 89.8%、その他まいわし漁業が 10.2% となっておりまして、こちらも同様にかけ合わせますと③ の表にありますとおり、まき網の方が 4,000 トンとその他漁業が現行水準で目安数量 500 トン、県留保枠が 500 トンと合計 5,000 トンという数字となります。

なお、このまいわしについてはですね、今年度非常に漁獲が多くて既に 8,000 トン近い漁獲が得られてるところです。

ですので、この当初配分案 5,000 トンですと不足してしまうと、想定されますので、他県さんからの融通ですかとか、国留保枠からの配分をいただいて、本県の漁業が止まらないように工夫していきたいと思っております。

続いて（3）かたくちいわし対馬暖流系群です。かたくちいわしについてはですね、令和 6 年の 1 月からステップアップでの管理が開始された魚種となります。

このステップアップ方式というのはですね、ステップが 3 段階ございまして、ステップ 1 番目が、まずは漁獲量の報告体制を整えましょうという期間でして、漁獲可能量としては各都道府県には配分されずに、日本全体での配分となります。そのため① にありますとおり、15,000 トンの内数というものを、かたくちいわし対馬暖流系群

を利用する全ての関係者で分け与えるといいますか、この量が配分されます。

なお、この量を超過しても、採捕停止命令はかかるないという時期でもあります。配分方法についてはですね、県の資源管理方針に全量を当該知事管理区分に配分するとしておりますので、③の表のとおり鹿児島県かたくちいわし漁業に 15,000 トンの内数という数量があるということになります。

3 ページ目をお願いします。

3 ページの（4）は、うるめいわし対馬暖流系群です。

こちらについても先ほどのかたくちいわし同様ステップ 1 の管理となります。本県においては、58,000 トンの内数という数字が対馬暖流系群全体に示されておりますので、本県も同様に③の表のとおり鹿児島県うるめいわし漁業に 58,000 トンの内数という数字が与えることになります。

続いて（5）まだい日本海西部・東シナ海系群です。こちらは、令和 7 年 1 月からステップ 1 が開始された魚種となります。

こちらはですね、ステップ 2 に入るような議論が一時期なされてはいたんですが、ステップ 1 のステークホルダー会合時にですね、関係者と具体的な課題について協議をするといったところがまだ達成ができておりませんので、令和 8 管理年度においても、ステップ 1 を継続するということになります。量としましては、6,730 トンの内数という数字が、鹿児島県知事管理漁獲可能量に入るといったことになります。

4 ページ目をお願いします。

4 ページ目が別紙の 2 としまして、まあじとまいわしが令和 8 管理年度において変更された場合の扱いをどうするかといった内容が記載されております。内容としてはですね、令和 7 年管理年度から変更はございません。簡単に説明をさせていただきます。まず背景については先ほど説明したとおりですね、令和 8 管理年度における変更取扱いについては 2 のとおりとしたいというものです。

資源管理方針にどういった書きぶりがあるかといったところを少しフォントが違うところで抜粋しているんですが、まず下線部を 2 つに大きく分けてます。上の方がですね、農林水産大臣から追加配分があった場合、これについては当初の按分比率をもって、追加された数量を配分しますよといったことが書いてあります。

下の方がですね、県内もしくは他県さんとの融通で増減があった場合については、あらかじめ鹿児島及び熊毛海区委員会に意見を聴いて定めた方法で配分を変更しますよと、こういったことが別紙に記載されております。

では、具体的には、あらかじめの方法というのはどういうものかというのが 2 番に記載してございます。

まず（1）本県の追加配分または他県から融通を受ける場合、これはすなわち、本県の漁獲可能量が増加する場合のことでございます。こちらについては、当初の按分比率をもって、追加された数量を配分しますと従来通りの方法が書いてあります。

続いて（2）他県等へ融通する場合、これは、本県の漁獲可能量を相手方に渡す、本県を減らして相手方を増やすといった場合の対応となっております。

これについては、配分を受けるものの合意があった場合、つまり先ほど説明したものだと、まき網が主に数量明示となっていたかと思うんですが、まき網の団体さんか

ら合意をいただいた場合には、その合意をいただいた範囲で当該配分から数量を減らしまして、農林水産大臣へと届出等を行うといったことでございます。

また、（1）、（2）を実施した場合の委員会への報告についてはですね、まずは県の方で公表させていただいて、変更後に開催される委員会の方で報告をさせていただきたいと思っております。

最後に、その他として、先ほど説明した2の具体的な取り扱い以外の変更については、それぞれ鹿児島、熊毛海区委員会の意見を聴いてから変更を行うということとしております。

それから3ページ目の方にお戻りください。説明の最後に今後の予定でございます。鹿児島、熊毛両海区の諮問を行いまして、答申をいただいた後にはですね、農林水産大臣へ申請をして、承認を得た後に県ホームページそして県の公報によって公表する予定となっております。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○ 伊東委員

ただいま事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等ございませんか。

○ 稲盛委員

はい。

○ 伊東委員

稻盛委員、どうぞ。

○ 稲盛委員

まだいの漁獲可能量ということで説明があったんですけども、まだいについては、漁業者をはじめとして遊漁船とか、あと一般の釣り人まで広く漁獲されているんですけども、その辺があつて、ステップ1からステップ2にいってないというか、今その協議中なのかなっていうことなんでしょうけれども、ただその中でいろんな意見とか質問とか、もしその話せる範囲で何かあれば、教えていただければなと思ってます。どういった意見とか質問等が、具体的に出されているのかなということです。

○ 伊東委員

事務局、どうぞお願いします。

○ 保科技術主査

はい。

ご質問ありがとうございます。

まだいのTAC管理導入そして推進にあたって現在どのような議論がされているかという質問だったかと思います。

委員ご認識のとおり、まだいは非常に遊漁での漁獲量が多い魚種となっております。ですので、漁業者ばかりにしわ寄せがいくような管理にはしないでくれと、またその遊漁の漁獲実態を把握してからでなければ、実際の本番の TAC に入れないんじやないかという意見が得られているところです。

そちらについてはですね、水産庁もまだいを遊漁で漁獲する県に調査をかけて、大体、県全体の漁獲量のうちに遊漁がどれぐらい占めているか、そのような調査を今進めているところです。

議論についてはステップ 1 で、確実に解決しなければステップ 2 に入らないっていうことは実は水産庁は言っていないんですね、我々としては、そういったものがある程度具体化されてから進んで欲しいという話をしているんですが、恐らくある程度の報告体制が整った後に、ステップ 2 に入ってステップ 2 の中で具体的に議論がされるんじゃないかなと、そんなふうに我々は捉えているところです。以上です。

○ 伊東委員

稻盛委員、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○ 稲盛委員

ありがとうございます。

○ 伊東委員

他にご質問やご意見等ございませんか。

○ 鞠委員

はい。

○ 伊東委員

鞠委員、どうぞ。

○ 鞠委員

その他のまあじ漁業とかその他のまいわし漁業とか、多分定置網だと思うんですけど他に何かありますか。

○ 伊東委員

事務局説明をお願いします。

○ 保科技術主査

はい、ありがとうございます。

その他漁業にどういった漁業が含まれるかという質問だったかと思います。

そちらについてはですね、委員ご指摘のとおり、まず定置網も入っております。それ以外で言いますと一本釣りですとか、そういうものがあると思います。すなわち

これはですね、まき網以外のすべての漁法はここに含まれるというふうに捉えていただければと思います。以上です。

○ 伊東委員

鞆委員、今の説明でよろしいですか。

○ 鞆委員

はい。

○ 伊東委員

他にご意見、ご質問ございませんか。

それではないようですので、議題3「まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）」は原案の内容等のとおり定めることを適当として答申してよろしいですか。

○ 委員一同

はい。

○ 伊東委員

それでは、そのように答申することに決定します。

続きまして、議題4「まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）」事務局から説明をお願いします。

○ 保科技術主査

はい。

それでは、資料4に基づいて説明をさせていただきます。

座って説明します。

資料めくっていただきまして、1枚目をお願いいたします。

1の変更理由にありますとおり、まいわしが非常に豊漁でして、本県の漁獲可能量がもう非常に逼迫してしまったというところでした。

そこで石川県さんの方にお願いをいたしまして、漁獲可能量の融通をいただいたという内容でございます。

本案件については令和7年10月14日に告示済みの内容となっております。変更内容です。本県にはもともと10,000トンという数量がございましたが、5,000トンを石川県から融通いただきまして合計15,000トンとなりました。

配分方法についてはですね、先ほどもご説明を差し上げたとおりですね、県内からまたは他県等からの融通からにより知事管理漁獲可能量変更する場合は、あらかじめ聴いた方法でということで、当初と同じ比率での按分の配分をいたしました。

その結果が（3）の変更後の漁獲可能量という部分ですが、合計が10,000トンか

ら 15,000 に、鹿児島県まき網まいわし漁業が 7,700 トンが 11,600 トン、その他のまいわし漁業が現行水準で目安数量 1,300 トンから 1,900 トン、県留保枠が 1,500 トンとなつたというところでござります。

以上で説明を終わります。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等ございませんか。

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了します。

それでは本日の付議事項は以上となりますので、議事を終了いたします。

その他、委員の皆様から、ご意見・ご質問等はありませんか。

○ 稲盛委員

はい。

○ 伊東委員

稻盛委員、どうぞ。

○ 稲盛委員

議題 1 の許可証のところでですね、従来は、紙のはがきサイズだったが、カードサイズになるってということで、説明あったんですが、これは完全に移行するということなのでしょうか。それともう 1 つですね、複数許可を持たれてる方はそのカードを何枚も持たないといけないのかという、その 2 点です。

○ 伊東委員

事務局、説明お願いします。

○ 小路口技術主査

漁業調整係の小路口です。

現時点ですね、この改正の適用を受ける漁業種類としましては、稚うなぎ漁業のみを想定しています。

稚うなぎ漁業に関しては川なり浜辺ですね、許可証を保持して、携帯をして採捕していただきますので、基本的には 1 枚持っていたいて採捕していただくという形になります。

海面の漁業の許可に関しましては、現時点では 2 次元コードにするということは想定しておりませんが、将来的にですね、その方が漁船漁業のですね、利便性が上がるというお声だつたりですね、ご意見があれば、できるという規定ですので、今後検討していく必要があるのかなと考えております。以上です。

- 伊東委員
ただいまの説明でよろしいですか。
- 稲盛委員
ありがとうございます。
- 伊東委員
他にご意見やご質問等ございませんか。
特にないようですので、私の役目を終わります。
ご協力ありがとうございました。
- 中津濱事務局長
ありがとうございました。
以上をもちまして、令和7年度第5回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

令和7年12月1日午後2時51分閉会